

胡桃館遺跡埋没建物の 部材にみる建築技法

胡桃館遺跡の概要 胡桃館遺跡は、秋田県北秋田市に立地する。昭和38年の運動場造成の際に径40cmにおよぶ太い柱が発見されたのを端緒として、昭和42～44年に秋田県および鷹巣町（当時。現・北秋田市）の両教育委員会を主体とした発掘調査がおこなわれた。その結果、4棟の建物と2条の掘立柱柵列、3本一組の柱群2組が、地上1～2mを残して建ったまま発見されるという、稀有な遺構が明らかとなった（図11）。建物の名称は発掘調査地区の名称からB1、B2、B3、C建物と呼んでいる。このうち、B1・B3建物は掘立柱建物で、B2・C建物は、長大な土居（土台）上に横板を縦横交互に積み上げる板校倉の形式をもつ。発掘調査の概報・報告書は、調査年度ごとに秋田県教育委員会から発行されており¹⁾、また細見啓三による建物の復元考察がある²⁾。遺跡は、火山学の研究成果から³⁾、西暦915年の十和田火山の噴火にともなう土石流によって埋没したと考えられ、年輪年代学による部材の調査成果⁴⁾も、それと齟齬がない。

発掘調査以後、出土した建築部材は遺跡上に建てられた収蔵庫に保管されてきたが、平成19年度に、当研究所ではそれらを調査する機会に恵まれた。その成果は『胡桃館遺跡埋没建物部材調査報告書』として平成20年3月に刊行している。埋没建物の技術的な特徴については、すでに発掘調査報告書等で触れられているが、その詳細や具体的な加工痕跡については明らかでなかったため、ここでは平成19年度の調査で判明した、主としてB2建物の板校倉の構法について考えてみたい。

B2建物の構造 B2建物は、南北8.6m（復元28.5尺）、東西6.6m（復元22尺）の南北棟で、南・東・西に内開きの扉口をもち、北面中央には板溝を2面に造り出した中柱を立てる。内部からは炉やカマドが検出され、また根太や床板も出土するため、一部に土間をもつ床張りの建物である。構造は、南北方向（東西面）の土居上に東西方向（南北面）の土居を渡腮でのせ、その上に横板を組む板校倉形式で、南面では南北方向の土居先端を1.1mほどのばし、また南面壁板心から1.8mはなれた棟通りには、棟持柱を立てていた。内部は東西方向の根太を地面上に置き、その上に南北方向の床板を張る構造で釘は用いてい

ない。B2建物の部材は、下から4段程度の壁板と、扉まわりを構成する敷居⁵⁾、方立、扉板が遺存していた（図11）が、土居は、上木となる南面土居の東端と想定される一部のみが保管されている。

板校倉の構法 先述したように土居を井桁に組み、その上に壁板を組むため、南北方向（東西面）の壁板最下段は東西方向の土居をまたぐ渡腮仕口をもつ。その他の壁板は、一端に直行する壁板との相欠き仕口を造り、もう一端は方立の板溝に納めるため、板の室内側を欠き取って厚さを約半分減じている。壁板は厚さ5cm前後、上下幅25cmほどで、保管されている唯一の土居は幅17.5cm、成16.5cm、渡腮仕口部分に壁板との蟻掛け状の仕口を造っている（図12）。

壁板は、下面を凹形、上面を凸形の樋部倉矧とするが、上下面の凸凹の頂点を直角とせず、単に山形、谷形に造るのみである。大半の壁板は壁板全長の中央付近に5×2cm、深さ5cm程度の柄穴を穿って、雇柄で緊結する。加工痕をみると、下面にはノミ痕を、上面には山形の稜線付近にチョウナ痕、両辺部にヤリガンナ痕を確認でき、板をチョウナで成形したのちに、下面をノミで、上面の両辺部をヤリガンナで削ったらしい（図13）。両端の木口にはノコギリの痕跡を確認できる。なお、最下段壁板の下面は樋部倉矧凹形に造るものの、土居上面は凸形とせず、また土居との柄穴は設けていない。

板どうしの相欠き仕口は、仕口底部に幅5mmほどのノコギリ痕を残すものがあり、仕口の垂直面をノコギリで切り落としたのちに、ノミでその垂直面を削って、仕口の平面をくゞ形に造っている（図14）。これは板どうしを組みやすく、また組んだ際に隙間なく見せるための「逃げ」の仕事と思われる。既報告にもあるように⁶⁾、相欠き仕口が、組み合う板よりも大きい場合は、組み合う板に割り楔を打ち込んで板厚を増している。割り楔の打ち込みかたは2種あり、壁板どうしは、相欠き仕口の根元（仕口により板の成が最も小さくなる部分）に割り楔を打ち込んでおり（図15）、遺存する壁板25点のうち4点で確認できた。また土居と壁板とは、壁板の相欠き仕口の垂直部分に下から割り楔を2条打ち込んでおり（図16）、土居をまたぐ4点のうち2点で確認した。土居を蟻掛け状の仕口とするのも、一連の「逃げ」の仕事に対応すると考えられる。



図11 B2建物の出土状況
(南から、奥はB1建物。「古代の官衙遺跡I遺構編」より転載)



図12 土居に残る蟻掛け仕口

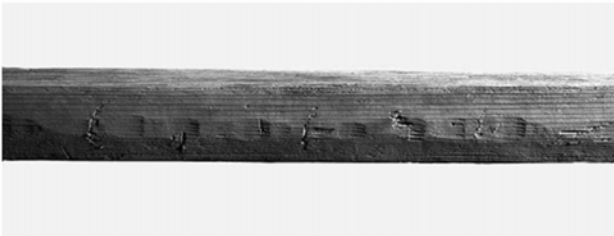


図13 壁板上面の加工痕 (東面北壁板2段目)



図14 壁板仕口底部に残るノコギリ痕 (南面西壁板2段目)



図15 相欠き仕口に打ち込まれた割り楔 (西面南壁板2段目)



図16 土居との仕口に打ち込まれた割り楔 (東面南壁板1段目)

以上のように、B2建物は古代の板校倉の構法や加工技術を知るうえで、この上ない資料であることを改めて認識することができた。同様の構造をもつC建物は、遺存状態がB2建物ほどよくないが、壁板下面の樋部倉矧凹形、土居の蟻掛け仕口などを確認でき、B2建物と同様の技術を用いていたと考えられる。古代の土居をもつ建物や板校倉の建物は、文献史料には現れるけれども現存しておらず、古代の細部技法を知るうえで、胡桃館遺跡の埋没建物の部材はきわめて重要である。(箱崎和久)

註

- 1) 秋田県教育委員会「胡桃館埋没建物発掘調査概報」1968。
同「胡桃館埋没建物遺跡第2次発掘調査概報」1969。
同「胡桃館埋没建物遺跡第3次発掘調査報告書」1970。

- 2) 「胡桃館埋没建物の復原」『年報1969』。ここでは、第2次調査までの成果から、B1・B2・C建物の復元をおこない、C建物を1号建物、B2建物を2号建物、B1建物を3号建物と呼んでいる。
- 3) 早川由紀夫・小山真人「日本海をはさんで10世紀に相次いで起こった二つの大噴火の年月日 -十和田湖と白頭山-」『火山』43-5、1998。
- 4) 光谷拓実編『年輪年代法と自然災害』埋蔵文化財ニュース128、奈文研埋蔵文化財センター、2007。
- 5) 方立を大入れて納める角柄穴と、扉軸摺穴が2つつ穿たれ、両端には壁板との仕口をもつ板材で、発掘調査報告書等も敷居と呼んでいるので、ここでもその名称にしたがう。
- 6) 前掲註1の『第2次概報』15頁。